

令和元年 6 月入札分の工事から 豊丘村の最低制限価格制度及び契約書約款が変わります

## 1. 最低制限価格の算定式(設定上限額)が変わります

「豊丘村建設工事最低制限価格制度実施要領」(令和元年 5 月 20 日一部改正)により、6 月 1 日以降に実施する入札から、最低制限価格の算定式(設定上限額)が変わります。

### (1)対象となる工事

予定価格 300 万円以上の建設工事が対象です。

それ以外の建設工事や随意契約によるもの、物品購入、建設コンサル等委託業務は除きます。

### (2)算定方法

「豊丘村建設工事最低制限価格制度実施要領」第 4 条第 1 項に基づいた計算式で計算した場合の設定上限額が、「10 分の 8」から「10 分の 9」に変更になります。そのため、これまでの計算より最低制限価格が引き上げになります。

また、令和元年 10 月 1 日以降に引渡し工事については、消費税率を 10%として計算するため、「100 分の 108」を「100 分の 110」と読み替えて計算します。

第 4 条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1 円未満切り捨て。以下同じ。）の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあつては、10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10 分の 7 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

直接工事費、共通仮設費等の経費の内訳が明確に算出される場合は、上記の計算式で算出します。

一方、土木の村単一括経費等で経費の内訳が算定されない場合は、これまで通り一定の乗率を乗じて最低制限価格とします。

## 2. 建設工事標準請負契約約款が変わります

①第 36 条 前払金の使用等について、令和 2 年 3 月 31 日までに払出しが行われる前払金について、用途の拡大を盛り込んだ約款に修正しました。前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用に利用いただけます。

②令和元年 10 月 1 日以降引渡し工事で、令和元年 9 月 30 日までに契約を締結するものについて、9 月以前に請求を受けた前払金、部分払い金の消費税率に関する項目、第 25 条の物価変動に基づく請負代金額の変更について消費増税分を見込まないこととした項目を記した附則を追加しました。

令和元年 9 月 30 日までに締結する契約書につきましては、本附則を追加して作成してください。